

農作業時の節電
にご協力を！



★ ★ ★ 農業ひろさき ★ ★ ★

2013年9月1日 (第91号)
(平成25年9月1日)

編集と発行

弘前市農業委員会

〒036-8551

弘前市大字上白銀町1-1

☎(0172) 40-7104

免税軽油制度の存続に関する要望など承認

平成25年第4回弘前市農業委員会総会開催

市農業委員会(下山勇一会長)は7月31日、平成25年第4回総会を中央公民館岩木館で開きました。軽油引取税を免税する「免税軽油制度の存続に関する要望」や「農業者年金制度の充実に関する要望」の2議案が提案され、いずれも原案どおり可決されました。



農業委員会総会の様子

今回提案された議案は、①免税軽油制度の存続に関する要望②農業者年金制度の充実に関する要望の2件です。

①については、平成24年3月末に3年間の特例措置の期限切れを迎えるところでしたが、平成24年度税制改正により、平成27年3月末までの3年間延長されています。この制度の存続と恒久化を求めるものです。

また②については、農業者の老後生活の安定及び生活の福祉の向上に加え、農業経営の近代化及び農地保有の合理化を目的として、農業者年金は創設された制度であります。今回、政策支援という保険料の一部を国が助成する国庫補助を受けるための要件の緩和について求めるものです。

可決した要望事項については今後、実現に向けて関係機関に働きかけて行きます。

○参考までに・・・

農業者年金の保険料の国庫補助については、認定農業者で青色申告者であること、又は、認定農業者で青色申告者の者と家族経営協定を結び経営に参加することなどの要件がありますので、詳しく知りたい方は下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先 農業委員会農政係 ☎40-7104

平成25年度第1回家族経営協定調印式開催

家族みんなで意欲的な農業経営を！4家族が締結して通算100戸に！

農業経営の方針や役割、休日の取り方などについて家族で話し合って取り決める家族経営協定の合同調印式が7月17日、中央公民館岩木館で開かれ、協定を結んだ家族が目指す農業に向かって取り組むことを誓いました。

今回の調印式で協定を結んだのは大湯一馬さん、相馬秀貴さん、村上靖典さん、齊藤良仁さんの4家族です。

協定書には家族が思い描く夢をスローガンとして掲げ、その実現に向けての役割や報酬、休日の取り方などがそれぞれの生活に合わせて記載されています。

調印には、市農業委員会の下山勇一会長と中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室の後藤敏美室長が立会人を務め、家族と一緒に協定書へ署名しました。

調印後に下山会長と後藤室長より激励の言葉を受けた家族の皆様は、それぞれの思いの詰まった協定書を手にし、決意を新たにしました。



認定農業者制度の共同申請や農業者年金制度における国庫補助などのメリットがある家族経営協定について知りたい方は、下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先

・農業委員会農政係 ☎40-7104

・中南地域県民局農業普及振興室 ☎33-4821



清水森ナンバの鉢植え体験

7月12日、弘前市立第二中学校(田中慶一校長)の1年生155名は、弘前地域に伝わる「清水森ナンバ(唐辛子)」の鉢植え体験をしました。

当日は、在来津軽「清水森ナンバ」ブランド確立研究会の中村元彦会長や弘前大学農学生命科学部の前田智雄准教授ら約20名が来校し、清水森ナンバの説明の後、作業を行いました。

生徒たちは鉢に土を入れた後、苗をやさしく植えていました。



苗を植える生徒たち

農業女性の声を政策に！ スイーツ座談会開催

7月29日、津軽みらい農協石川支店において農業女性との「スイーツ座談会」が開催されました。

座談会には葛西憲之市長やサンフェスタいしかわ友の会の農業女性約20人、農林部職員が参加し、葛西市長は「皆さんが今まで取り組んできたことの中で、農業をもっと元気にしていくことができるような秘訣を聞き、今後の農業政策に反映させていきたい。」とあいさつを述べました。

その後、農業女性が作ったスイーツなどを食べながら意見交換をしました。

意見交換では、参加者からりんごを原料とするりんごファイバーを製造する機械の購入費補助や、加工の際に出る生ごみを堆肥にする装置の購入費補助をしてほしいとの意見などが、葛西市長は「要望事項を吟味して政策に反映できるものは、今後検討していきたい。」と述べていました。



活発な意見が飛び交った座談会の様子

藤田民次郎200回忌法要

7月25日、鬼沢墓地(市内鬼沢)にて、「義民」藤田民次郎200回忌法要が行われました。当日は、墓地の隣に新設された通称「民次郎公園」内に建立された記念碑の入魂式も実施。約90名の参列者が、22歳の若い命を散らした農民の英雄に感謝の意を捧げました。



民次郎公園の記念碑

200年前の文化10年(1813年)、2千人もの農民が結集して藩に年貢の軽減などを訴えました。弘前藩最大規模の農民一揆「民次郎一揆」です。

藩は全面的ではないにせよ農民たちの要求を受け入れましたが、一揆は大罪です。鬼沢村(当時の代理庄屋であった藤田民次郎は、全責任を負い、ただ一人死罪となりました。

昨年引き続き弘前市独自の 農産物等放射線モニタリング調査実施中!

市では、福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故に伴う農産物等への風評被害を防止するため、昨年度に引き続き、農産物等放射線モニタリング調査を市内11か所で、7月から11月まで毎月1回実施しています。

7月の調査結果は下記のとおりです。

◆7月24日調査結果【放射能検査】

りんご5か所、水稲1か所、桃1か所、トマト1か所、蒺藜1か所、ピーマン1か所、清水森ナンバ1か所の計7品目、11か所で実施し、全てにおいて放射性セシウムは検出されませんでした。

◆市ホームページ

現在までのモニタリング調査の結果等については、市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

【モニタリング調査結果書の利用について】

市の放射線モニタリング調査結果書は、弘前市で生産された農産物を出荷する際、放射線についての安全性証明書としてご活用いただけます。

モニタリング調査結果書の原本証明を希望される方は、下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先 農業政策課農産係(市役所新館4階)
☎40-7102

農地保有合理化事業で有利に規模拡大を! ~多くの農家が利用~

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、経営規模を縮小する出し手農家から支援センターが農地を買い入れ(または借り入れ)、規模を拡大する受け手農家に売り渡す(または貸し付ける)農地保有合理化事業を実施しています。

契約書類の作成はすべて支援センターが行います。手数料はかかりますが、税制面などでメリットがありますので、農地の売り買い、貸し借りの際は支援センターの農地保有合理化事業をご利用ください。

- ①農地を売る場合、譲渡所得税の800万円控除を受けることができます。
 - ②農地を買う場合、不動産取得税が3分の2に軽減されます。
 - ③農地を今すぐ買うことができない場合は、その農地を5年間借り受けて、5年後に支払った賃借料の8割を土地代から差し引いて買い取ることができます。
- ※3年間貸付けした後に売り渡す(土地代から賃借料の9割を差引)タイプを新設!

■問い合わせ先
農業委員会農地係(市役所新館4階)
☎40-7104
あおもり農林業支援センター
☎017-773-3131



農村整備課からお知らせ 小規模農道整備事業

農作物を運搬する時の荷傷み防止などのため、農家の皆さんが事業主体となり、共同でコンクリート舗装やアスファルト舗装並びに砂利敷きなどを行う場合、一定の要件を満たすことにより、事業費の一部として、市から補助金の交付を受けて整備できる制度があります。



なお、補助制度の概要については、市ホームページ (<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>) に掲載しております。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先 農村整備課農村整備係 (市役所新館4階)
☎40-7103

農地転用、その前に… 農振除外申出 10月31日締切り

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』(耕作していない農地も含む)として設定しています。この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地(倉庫、資材置き場など)といった耕作以外の目的に使用する場合は、市が設定している区域から除外するなどの手続きが必要となります。

農振除外の手続きは、約6か月以上の期間を要します。また、10月31日を過ぎますと、次回は平成25年12月16日が締切りとなる予定です。

なお、受付・相談は、農用地の所在する各地区の担当課窓口で行っています。

■問い合わせ先

【弘前地区】 農業政策課計画推進係 (市役所新館4階)
☎40-7102

【岩木地区】 総務課農林係 (岩木庁舎1階)
☎82-1621

【相馬地区】 総務課農林係 (相馬庁舎1階)
☎84-2111



市ホームページの 『農業経営情報』をご活用ください!

市では、農業経営支援のために、国・県及び市の補助金が活用できる事業や制度資金の情報を、ホームページに掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

◆検索方法

農業経営情報は、市ホームページ内の「トップ」→「働く・産業」→「農業情報」→「農業経営情報」に掲載されています。



◆市ホームページアドレス

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

※市ホームページをご覧になるほか直接下記へ、お問い合わせもできます。

■問い合わせ先 農業政策課農業振興係 (市役所新館4階)
☎35-1111 内線581

ストップ! 農作業事故

秋の農作業安全運動 実施中!(8月15日~10月31日)

運動の重点

- ①高齢者の事故多発! 農作業は、焦らず、急がず、慎重に!
- ②ほ場への出入りや傾斜地は要注意 転落・転倒を防ごう!
- ③機械点検時はエンジン停止 機械の巻き込まれに注意!
- ④高所作業は身体の安定が保たれるよう確認し始めよう!



弘前市における農作業事故発生状況(H20年~H24年)
弘前市における過去5年間の農業機械が原因による農作業事故発生件数は、10件で県内でも多い状況です。

また、死者数は7人で、その機種別件数では乗用草刈機3人、運搬車2人、スピードスプレーヤ、高所作業台車が各々1人となっています。

中南管内における農作業死亡事故事例

収穫作業等で忙しくなる秋は、多くの農作業事故が発生しています。特に、果樹園における事故が多くなっています。傾斜のきついほ場や見通しの悪いほ場では十分注意が必要です。どんなに忙しくてもあせらず、特に機械作業は基本操作の確実な実施により、安全に作業しましょう。

①運搬車の下敷き(22年11月)

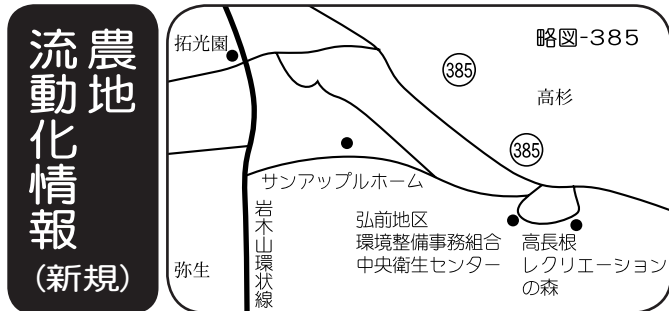
りんごの収穫作業中、運搬車の下敷きとなり死亡した。

②収穫作業中の事故(23年11月)

トラクターとごぼう収穫機械の連結部分に、腕及び頭部から胸部を巻き込まれ死亡した。

③運搬作業中の事故(23年11月)

運搬車を運転中、りんごの枝と運転席の背もたれの間
に首を挟み死亡した。



申出区分	略図	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望売却価格
売りたい	385	高杉字尾上山	畑	りんご	99.29a	交渉次第

■取扱窓口及び問い合わせ先

- ①農業委員会農地係(市役所新館4階) ☎40-7104
- ②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階) ☎82-3111 内線611
- ③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階) ☎84-2111 内線805

今年も「ひろさきりんご収穫祭」を開催します!

りんごの収穫作業が本格化する前に、出来秋の無事を祈りながら、りんご公園において「ひろさきりんご収穫祭」を開催します。さまざまなイベントを用意して皆様のご来園をお待ちしておりますので、家族や友人などと一緒にご来園してください!

- ◆日時 9月28日(土)・29日(日)
- ◆場所 市りんご公園(清水富田字寺沢)
- 問い合わせ先 市りんご公園 ☎36-7439



昨年に行われたりんご収穫祭の様子

「稲わらふりーでん」稲わらを提供しませんか

市では、わら焼き公害の防止と稲わらの有効利用を図るため、家畜農家や家庭菜園用として利用する方に、「稲わら」を無料で提供する「稲わらふりーでん」を毎年10月に実施しています。

今年も、不要となっている「稲わら」を無料で提供しても良いという方を募集します。提供者には、のぼりをお貸しします。

詳しくは、下記へお問い合わせください。また、稲わらが必要とする方もご連絡ください。

- ◆募集期間 9月2日~20日
- 問い合わせ先 農業政策課農産係(市役所新館4階) ☎40-7102

目指せ! わら焼きシャットアウト 稲わらの有効利用に向けた補助事業のお知らせ

市では、稲わらを有効利用するために下記の補助事業を実施しています。これにあわせ、稲わらの収集や、すき込みの委託を希望する農家の方も募集しています。この事業の活用をお考えの方は、下記へお問い合わせください。

事業名	補助対象者	事業内容	補助率
稲わら資源化促進事業費補助金	3戸以上の農業者で組織する営農集団等	稲わらの収集作業(ロールベラー)を受託して行う経費を補助します。	3分の2 (上限は3千円/10畝)
		稲わらのすき込み作業を受託して行う経費を補助します。	3分の2 (上限は2千円/10畝)

- 問い合わせ先 農業政策課農産係(市役所新館4階) ☎40-7102

老後生活に備えて

農業者年金



農業者のための公的年金である農業者年金は、自分で納めた保険料とその運用益を原資として支給される「確定拠出型年金」です。また、一定の要件を満たす方には保険料の一部について政策支援(国庫補助)を受けることができるなど、農業者にとってメリットの多い内容となっております。老後の生活に備え、農業者年金への加入について考えてみませんか。

農業者年金に加入したい、もっと詳しく知りたい方は、下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先
農業委員会農政係(市役所新館4階)
☎40-7104、又はお近くの農協へ

農業者年金の特徴・メリット

○農業に従事されている方は誰でも加入できます。

20歳以上60歳未満である国民年金第1号被保険者で、年間60日以上、農業に従事していれば、誰でも(配偶者や後継者も可)加入できます。

○少子高齢化に強い年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」で、加入者・受給者の数に左右されにくい年金です。

○保険料の額は自由に決められます。

保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位で、自分で自由に設定でき、経営状況や老後生活に応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証付きです。

年金は原則65歳から生涯支給され、仮に80歳前に死亡した場合でも、80歳まで受け取れるはずであった老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

○税制面での優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。また、将来受け取る年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上であれば、国民年金とあわせて年額120万円までは非課税となります。

○担い手を対象に保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告者であるなどの要件を満たした方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

※運用利回り：平成14年度からの平均利回りは2.07%です。